



高萩市こども計画

1 計画策定の趣旨

令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、各自治体においては、同年12月に閣議決定された「こども大綱」に基づいた「こども計画」を策定することが努力義務となりました。

本市においては、平成27（2015）年度に「第1期高萩市萩っ子・子育て支援事業計画」、令和2（2020）年度に「第2期高萩市萩っ子・子育て支援事業計画」を策定し、本市の子育て環境の実情に即した教育や保育の提供及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目標とした取組を推進してきました。

そのような中、本市においても、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども大綱」の基本的な方針を勘案した「高萩市こども計画」を策定する運びとなりました。また、本計画は第2期高萩市萩っ子・子育て支援事業計画の理念や施策を引き継いだ「第3期高萩市萩っ子・子育て支援事業計画」および「母子保健計画」を一体的に策定しています。

2 計画の位置づけ等

（1）法的位置づけ

本計画はこども基本法第10条に基づき、こども大綱を勘案した「市町村こども計画」として策定するものです。

また一体的に策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定され、地域における子育ての支援等の取組については、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定されるものです。「市町村母子保健計画」については、成育基本法に基づいた成育医療等基本方針に基づき策定されるものです。

高萩市 こども計画

一体的に策定

●市町村こども計画	●こども基本法
●市町村母子保健計画	●成育医療等基本方針
●市町村子ども・子育て支援事業計画	●子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が心や身体、周囲の環境などに関係なく、健やかに成長し、幸せに生活ができる社会

目指す

こども大綱

一元化

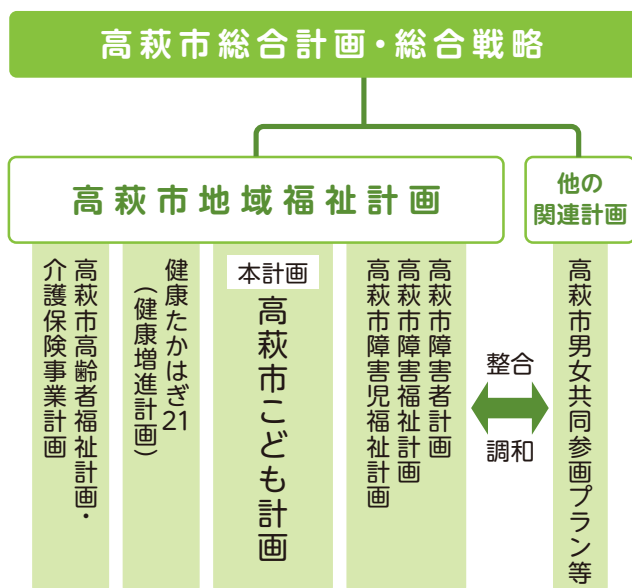
子供・若者
育成支援推進
大綱

少子化
社会対策
大綱

子供の貧困
対策に関する
大綱

(2) 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、高萩市地域福祉計画を上位計画として、こども施策に関連する福祉分野の計画等と一体的に実施し、その他の関連計画と調和・整合を図っていくものです。



3 計画の期間

こども大綱の見直しが5年ごとであることを踏まえ、本計画の計画期間を5年（令和7年度～11年度）とします。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期 萩っ子・子育て支援事業計画						第3期 萩っ子・子育て支援事業計画				
						+				
						第1期 こども計画				
						↓				
						一体的に策定				

4 計画の対象

本計画の対象およびそれぞれの定義は次のとおりです。

こども：概ね0～30歳程度で心と身体の発達過程にある人

子ども：概ね0～18歳で法令に基づいた施策等での設定

萩っ子：人や自然の触れ合いから感じ取る力、読み取る力「感性」を備え、
伝統と文化を尊重し、本市の歴史を理解する「郷土性」を併せ持つ子。

思春期：中学生年代～18歳頃

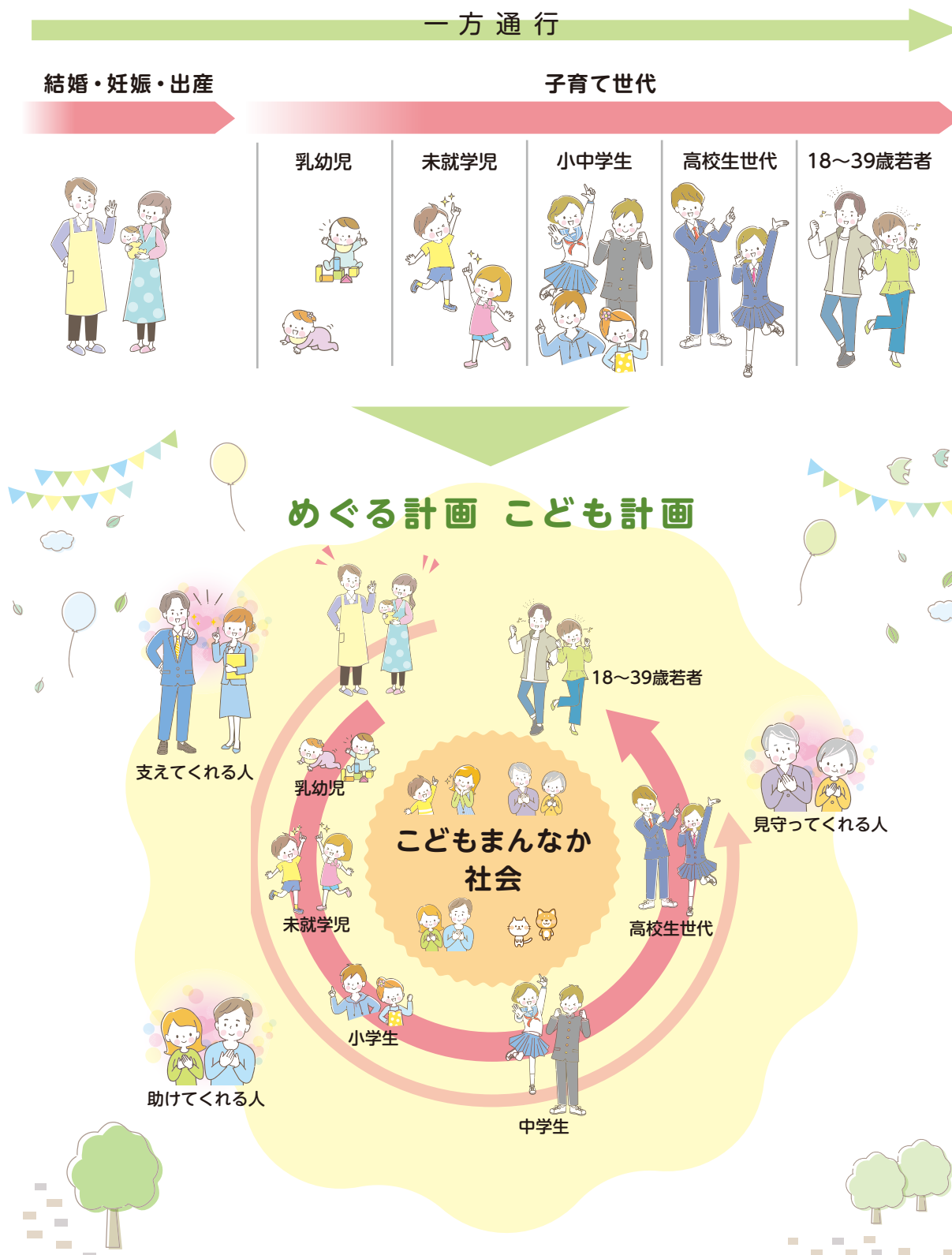
青年期：18歳頃～概ね30歳未満

若者：思春期及び青年期の者、取り組みによっては30歳代も含む



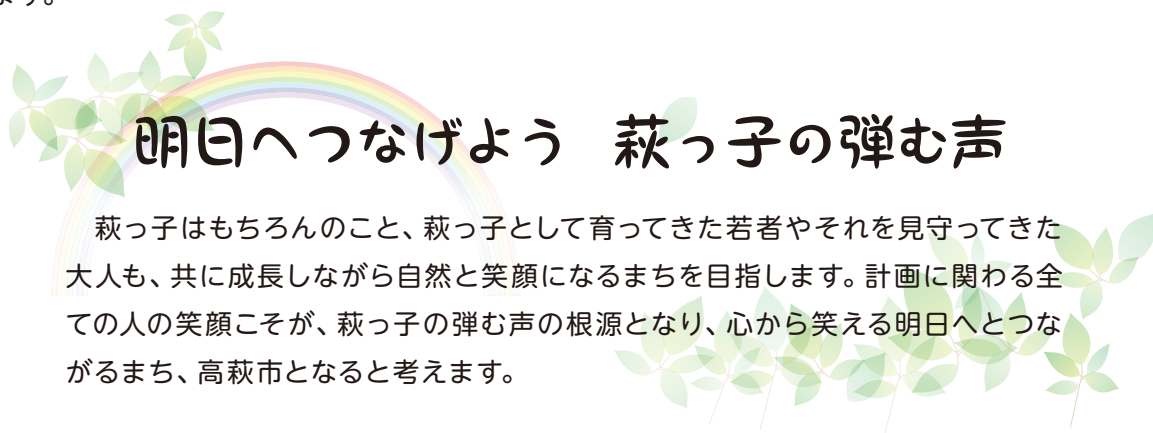
5 計画の考え方

本計画は、結婚・妊娠・出産の支援や0歳（乳児）から30歳代の若者を対象としますが、これらは一方通行ではなく、めぐる計画として捉え、こどもまんなか社会を目指して推進していきます。



6 計画の基本理念

高萩市子ども計画がめぐる計画となるよう、以下を「高萩市子ども計画」の基本理念に掲げます。



明日へつなげよう 萩っ子の弾む声

萩っ子はもちろんのこと、萩っ子として育ってきた若者やそれを見守ってきた大人も、共に成長しながら自然と笑顔になるまちを目指します。計画に関わる全ての人の笑顔こそが、萩っ子の弾む声の根源となり、心から笑える明日へとつながるまち、高萩市となると考えます。

7 こども大綱を踏まえた方針

1 こどもの権利や個性を尊重し最善の利益を図ります

未来を担うこどもや若者の一人の個人としての権利を保障し、個性を尊重しながら差別等から守り、最善の取組を推進します。

2 こどもや子育てに関わる人と対話しながら進めます

意見を表明するのが難しいこどもにも配慮し、こどもが安心して意見を発表できる場所をつくり、こどもや若者の意見を尊重し対話をしながら社会の問題を解決します。

3 ライフステージに応じて適切にサポートします

生まれたばかりの幼児期から、社会に出るまでの青年期まで、教育や保健・医療、福祉などの支援を行い、こどもと育児をする人を支えていきます。

4 全てのこどもが幸せに成長できるよう環境を整えます

貧困や格差のない環境を整え、全てのこどもや若者が幸せな状態で成長できる基盤を作ります。また、必要な支援が受けられるようにし、途切れることのないサポートも強化していきます。

5 若い人の生活を安定し、子育てに希望を持てるようにします

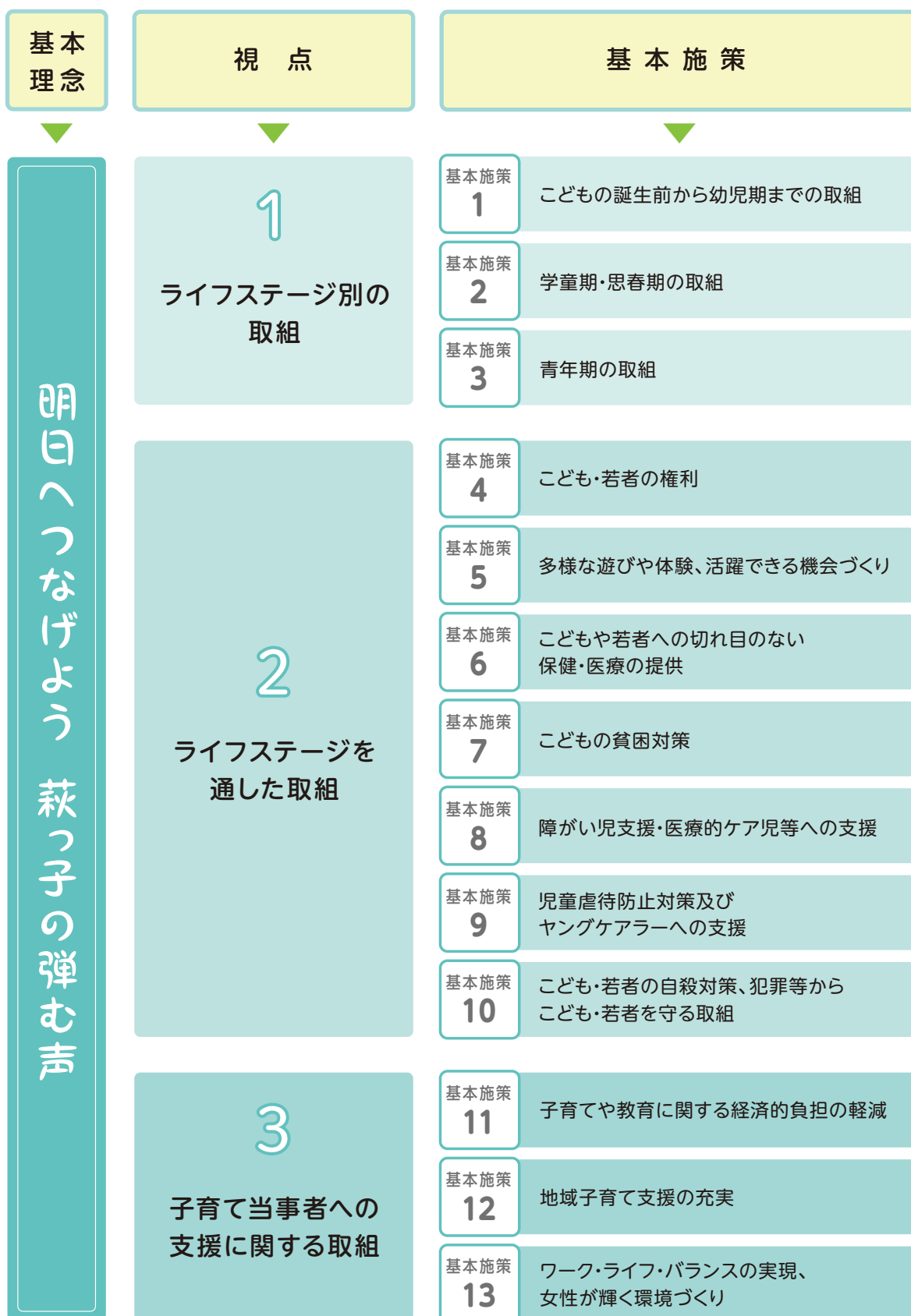
若い世代の視点に立ち、経済的な問題に関わりなく、多様な価値観を尊重できるような支援をします。結婚や子育てをしたいと思えるようなまちをつくります。

6 国や県、関連団体などとの連携を重視します

国や県、関連団体などと連携を図りながら、こども計画を推進していきます。

8 施策の体系

本計画は、基本理念に向けて、3つの視点と13の基本施策により推進していきます。



9 成果指標

視点 1 ライフステージ別の取組

基本施策 1 ▶ こどもの誕生前から幼児期まで

項 目	現 状 値	目 標 値
こんにちは赤ちゃん事業訪問実施率	100.0%	100.0%
幼児健診受診率	(1歳6か月) 100.0%	(1歳6か月) 100.0%
	(3歳) 93.5%	(3歳) 95.0%
待機児童数	0人	0人

基本施策 2 ▶ 学童期・思春期

項 目	現 状 値	目 標 値
将来明るい希望がある割合	72.8%	80.0%

基本施策 3 ▶ 青年期

項 目	現 状 値	目 標 値
将来明るい希望がある割合	53.3%	70.0%

視点 2 ライフステージを通した取組

項 目	現 状 値	目 標 値
こどもの貧困率	5.8%	5.5%
ヤングケアラーの認知度(就学児保護者)	69.5%	75.0%

視点 3 子育て当事者への支援に関する取組

項 目	現 状 値	目 標 値
子育て仲間がいない人の割合	(未就学児) 7.8%	3%
	(就学児) 6.2%	
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	(未就学児) 79.9%	(未就学児) 85.0%
	(就学児) 81.2%	(就学児) 90.0%
高萩市で子育てをすることの満足度	(未就学児) 40.7%	(未就学児) 55.0%
	(就学児) 32.2%	(就学児) 50.0%

10 幼児期の教育と保育の提供区域

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。

第3期萩っ子・子育て支援事業計画においても教育・保育提供区域を、教育・保育施設の分布状況や地理的条件等により、市内 **全域1区域** と設定します。

事業の提供体制は広域性を確保することを基本とし、児童数やニーズ調査結果、施設立地のバランス等を考慮しながら、量の見込みや確保方策の検討を進めるとともに、柔軟性のある需給調整により対応していく考えです。

11 教育・保育にかかる量の見込み

① 1号認定【3-5歳】：満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
	見込み(人)	72	67	62	60	58
1号認定	うち3歳児	23	22	17	21	20
	うち4歳児	22	23	22	17	21
	うち5歳児	27	22	23	22	17

② 2号認定【3-5歳】：満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの認定区分

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
	見込み(人)	247	243	205	197	190
2号認定	うち3歳児	76	72	57	68	65
	うち4歳児	95	76	72	57	68
	うち5歳児	76	95	76	72	57

③ 3号認定【0-2歳】：0歳から2歳の就学前児童で、保育を必要とする子どもの認定区分

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
	見込み(人)	152	148	156	152	147
3号認定	うち0歳児	25	25	25	25	25
	うち1歳児	53	64	61	60	56
	うち2歳児	74	59	70	67	66

12 地域子ども・子育て支援事業 量の見込み

		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
利用者支援事業	こども家庭センター型 (か所)	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	延べ利用回数 (人回/年)	8,889	8,570	8,889	8,540	8,250
妊婦に対する健康診査	延べ受診回数 (回/年)	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
	受診者数	90	90	90	90	90
乳児家庭全戸訪問事業	訪問家庭数 (家庭/年)	85	85	85	85	85
養育支援訪問事業	利用人数 (人)	7	7	7	7	7
子育て短期支援事業	延べ利用者数 (人日)	29	27	26	25	24
子育て援助活動支援事業	利用者数 (人日/年)	15	14	13	12	11
一時預かり事業 (在園児対象型)	延べ利用者数 (人日/年)	922	879	799	701	683
一時預かり事業 (保育所(園)その他の場所)	利用者数 (人日/年)	120	115	110	106	102
放課後児童健全育成事業	利用登録者数 (人)	354	324	303	280	260
	小学1～3年生	246	216	204	188	179
	小学4～6年生	108	108	99	92	81
時間外保育事業	実人数 (人)	209	199	187	181	175
病児保育事業、 子育て援助活動支援事業	利用人数 (人日/年)	1,278	1,224	1,161	1,119	1,081
子育て世帯訪問支援事業	利用人数延べ (人日/年)	93	88	84	80	77
児童育成支援拠点事業	実人数 (人)	3	3	3	3	3
親子関係形成支援事業	実人数 (人)	2	2	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業	面談実施 見込回数	170	170	170	170	170
	妊娠届出数	90	90	90	90	90
	1組当たり 面談回数	2	2	2	2	2
乳児等通園支援事業	0歳児 (人/月)	4	4	4	4	4
	1歳児 (人/月)	2	3	3	3	3
	2歳児 (人/月)	3	2	3	2	2
産後ケア事業	利用者 (人日/年)	10	10	10	10	10